

第9章 文化財の保存・活用の推進体制

1 文化財保存・活用の推進体制の課題

白岡市における文化財の保存と活用を図る取組は、教育委員会教育部生涯学習課が担っています。所掌する業務と体制は以下の通りです。

専門知識を要する様々な業務を数少ないスタッフでまかなう状況が続いていることに加え、文化財保護行政と歴史資料館の博物館事業を同じスタッフが兼務しています。今後は、細分化の方向にある業務を担当する専門職員を含むスタッフの充実と、業務を統括し、中長期的な事業計画の管理を行う専門職の管理職育成が課題です。

別の視点から見れば、職員以外の研究者や市民が気軽に地域研究に取り組める環境が整い、自発的な調査研究が進展する仕組みが構築できれば、おのずと専門職の負担軽減につながります。歴史資料館の客員研究員や市民研究員などの制度の構築も課題といえます。

また、文化財の保存と活用について、中立の立場から学術的な検討を行う諮問機関である市文化財保護審議会の意見を聞くとともに、行政とは異なる視点でサポートしてくれる民間団体を育成・支援していく必要があります。

こうした外部団体はもちろん、市内部の理解を進め事業連携や協働事業の取組を進めることで、結果的に文化財に関わる部局や人数を増やす取組につなげることができます。

2 体制整備の基本方針

白岡市の文化財保存・活用の推進体制整備に関する基本方針は、第6章でまとめた「基本方針2 文化財を守り伝える」に含めて考えるものとし、以下のとおりとします。

① 白岡市の文化財保存活用推進体制

白岡市の文化財保存活用推進体制

行 政
白岡市教育委員会
●白岡市教育委員会 教育部 生涯学習課 文化財保護担当 ・地域計画に係る主な業務内容：文化財の調査、保護及び活用／文化財の指定及び解除／指定文化財の管理／指定文化財の修繕に関する補助金の交付及び指導助言／文化財保護審議会委員、文化財調査専門員及び文化財保護指導委員に関する事務／文化財関係団体に関する事務／歴史資料館常設・企画展示／歴史資料館の資料の利用に関する事務／資料の寄贈及び寄託の受入れ／文化財関連の教育普及事業／文化財関連施設・設備の管理／埋蔵文化財の発掘調査及び出土遺物の整理・報告 等 担当職員：4名（うち埋蔵文化財担当専門職員3名、歴史資料担当会計年度任用職員1名） ・取組内容：地域計画全体のマネジメント、すべての事業への主体的関与
●白岡市教育委員会 教育部 教育指導課 指導担当 ・地域計画に係る主な業務内容：教育計画、教育課程等の教務に関すること／学習指導、教科領域等に関すること／教職員の研修及び教育研究会等に関すること／学校支援に係る地域協力者(学校応援団等)に関すること／社会科副読本編集及び情報教育等の教育課題に関すること 等 ・取組内容：児童生徒にかかる教育普及活動、博学連携の取組、教職員研修にかかる取組 ・関与の期待される事業：32、40、41、42、58、59、91、104 ほか

白岡市

●総務部 安心安全課 防災担当

- ・ **地域計画に係る主な業務内容**：防災及び災害対策に関すること／防災会議及び地域防災計画に関すること／自主防災組織の設立育成に関すること／埼玉東部消防組合に関すること／消防団に関すること／その他防災に関すること 等

- ・ **取組内容**：文化財の防災対策及び災害時の文化財レスキュー等

- ・ **関与の期待される事業**：26、27、28、29、32

●総務部 安心安全課 防犯・交通安全担当

- ・ **地域計画に係る主な業務内容**：防犯対策に関すること／防犯灯に関すること／犯罪被害者支援に関すること／交通安全対策の総合的企画及び調整に関すること／その他防犯・交通安全に関すること 等

- ・ **取組内容**：文化財の防犯対策、文化財周遊コースの交通安全対策等

- ・ **関与の期待される事業**：22、23、24、25、32、52

●生活経済部 商工観光課 商工振興担当

- ・ **地域計画に係る主な業務内容**：商工振興の企画及び総合調整に関すること／商工団体に關すること／特産品の振興に関すること／その他商工に関すること 等

- ・ **取組内容**：歴史文化を題材にした商品開発や文化財イベント、保存・活用事業の支援

- ・ **関与の期待される事業**：21、32、51、57、59、91、93、101、103、105

●生活経済部 商工観光課 観光交流担当

- ・ **地域計画に係る主な業務内容**：観光交流の企画及び総合調整に関すること／観光団体に關すること／観光情報の発信に関すること／その他観光交流に関すること 等

- ・ **取組内容**：関連文化財群周遊コースの設定や情報発信、文化財イベントの支援

- ・ **関与の期待される事業**：32、33、34、51、52、53、54、58、84、85、91、94、101、103

●生活経済部 環境課 環境保全担当

- ・ **地域計画に係る主な業務内容**：環境保全の総合的企画及び調整に関すること／環境基本計画に関すること／自然環境保全に関すること／環境美化活動に関すること／その他環境保全に関すること 等

- ・ **取組内容**：文化財を取り巻く環境、景観等の保全

- ・ **関与の期待される事業**：4、32、80

●都市整備部 街づくり課 都市計画担当

- ・ **地域計画に係る主な業務内容**：都市計画の企画及び総合調整に関すること／都市計画マスタープランに関すること／景観法、埼玉県景観条例に基づく届出等に関すること／その他都市計画に関すること 等

- ・ **取組内容**：文化財を取り込む周遊コースの整備や文化財を活かしたまちづくり

- ・ **関与の期待される事業**：32、52

白岡市文化財保護審議会

- ・ **審議事項**：文化財の保存及び活用に関する重要事項

- ・ **委員数**：7名以内（文化財6類型のほか保存科学など文化財に係る専門家）

- ・ **取組内容**：地域計画に係る指導助言、文化財指定、白岡遺産認定にかかる指導助言 ほか

- ・ **関与の期待される事業**：15、16、19、33、35、37、48、54、58 ほか

白岡市文化財保存活用地域計画策定協議会

- ・ **所掌事項**：文化財保存活用地域計画の作成及び進行管理

- ・ **委員数**：15名以内（(1) 文化財の所有者／(2) 文化財に関係する機関・団体の代表者／(3) 歴史及び文化財に関し識見を有する者／(4) 商工に関係する機関・団体の代表者／(5) 観光に関係する機関・団体の代表者／(6) 埼玉県職員／(7) 白岡市職員／(8) その他教育委員会が必要と認める者）

- ・ **取組内容**：地域計画の進行管理及び次期計画の作成

- ・ **関与の期待される事業**：19、33、48、54、58 ほか

地 域（協力団体）
○白岡市観光協会 ・ 取組内容：関連文化財群周遊コースの設定や情報発信、文化財イベントの企画、運営、支援 ・ 関与の期待される事業：33、34、47、51、52、53、55、57、84、85、91、94、101、103 ○白岡市商工会 ・ 取組内容：関連文化財群等を題材とした商品開発、情報発信 ・ 関与の期待される事業：21、51、57、58、91、93、101、103、105
市 民（民間団体と個人）
○白岡遺産保存活用市民会議 （令和5年7月発足） ・ 活動内容：市民提案型文化財保護制度である「白岡遺産」の認定と運用 ・ 会 員 数：68人 ○白岡の歴史を語る会 （平成12年1月発足） ・ 活動内容：白岡市の歴史文化に関する学習活動 ・ 会 員 数：39人 ○野牛文化財愛護会 （平成27年6月発足） ・ 活動内容：新井白石に関する文化財の保存及び新井白石の顕彰 ・ 会 員 数：41人 ○小久喜ささら獅子舞保存会 （昭和44年10月発足） ・ 活動内容：小久喜ささら獅子舞の継承活動 ・ 会 員 数：35人 ○文化財所有者（管理者）

3 連携協働を促す体制づくりと財源の確保

白岡市の文化財の保存と活用を進めるために、様々な立場の関係者それぞれが持つ知識・情報や物的・人的資源を持ち寄り、協力しながら諸課題に対処し、必要な取組を推進することが重要です。こうした取組の効果的な推進のためにも本計画を有効に用い、立場の異なる団体同士が視線をそろえて目的意識を共有できるようにするステージ作りが求められます。

また、本計画に位置付けた取組の事業化に当たっては、白岡市の厳しい財政状況を踏まえ、優先順位をつけ、しっかりとした年次計画を作成し、国・県との連携及び市内の調整を行い必要な財源を確保します。

歴史文化を活用した商品開発やまつり行事への地元企業の支援の可能性の模索、新たな取組の創造など既成の枠組みにとらわれない歴史文化の継承の仕方などを検討します。

文化財を介して地域に経済効果をもたらすことで、文化財に関わることによるメリットを共有化し、地域活性化に結び付けられるように努めます。

4 目指すべき姿の実現に向けてそれぞれが果たすべき役割

これまで述べてきた地域の文化財を地域の手で守る取組を実現するためには、行政はもとより、文化財の所有者（管理者）、市民、地域など文化財に関わる人々が、それぞれの立場で

きる役割を果たすことが大切です。今、私たちは小さな一歩を踏み出す必要があります。

◇行政が果たすべき役割

行政には、市域全体の文化財を保存・活用していくための仕組み作りやルール、方針の整備が求められます。文化財に関する情報を集約し広く情報発信することや他の行政課題との調整、文化財の所有者（管理者）や文化財愛護活動、学習活動を行う団体、ボランティア活動を行う団体などの適切な育成や支援なども果たすべき役割として挙げられます。

当市の文化財保護審議会をはじめとする有識者には、文化財の保存状況や適切な修理などの保存管理に関する指導助言や、行政の実施する調査活動等への指導助言、文化財指定や保存・活用施策に関する意見具申などのほか、文化財の保存と活用の施策全体に関する検証や評価などの役割も期待されます。

《具体的事例》

- 条例や規則の整備・運用
- 文化財保存活用地域計画の作成・運用
- 文化財に関する調査や情報収集
- 文化財の保存・活用にかかる協働・連携のためのネットワークの整備・支援
- 啓発普及・情報発信
- 文化財の保存・活用に関する施設整備
- 文化財に関する防災・防犯活動、啓発活動
- 文化財保存活用地域計画の検証や評価
- 文化財保護施策に関する諮問に対する答申や建議
- 文化財行政に関する指導助言
- 文化財の保存・活用に関する人材育成
- 市民活動に関する助言や支援 など

◇地域が果たすべき役割

観光協会や商工会は、地元企業や商店街、地域振興団体等との連携や協働の窓口としての役割を担います。また、行政や市民団体主催事業への協力や協賛のほか、共催として事業自体に参画してもらうことも期待されます。地域自治会には人的財源的協力支援、企業等には地域文化の保存に対する財政支援や地域ブランドの推進支援を促します。

《具体的事例》

- 文化財の保存・活用に関するネットワークへの参加、協力
- 文化財保存・活用活動への協賛
- 文化財保存・活用事業の共催 など

◇市民が果たすべき役割

適切な文化財保護、愛護活動や啓発普及活動を行う市民団体は、文化財の所有者と利用者、そして行政との橋渡し役としての活動が期待されます。地域の文化財を地域で守り伝える活動

の原動力として、文化財の保存と活用を支えていただくとともに、日常の見回り活動や維持管理活動、文化財利用者の案内などのほか、万が一災害が起こったときの初動活動の役割なども期待されます。

文化財の所有者（管理者）には、文化財の適切な保存・管理と継承が求められます。また、可能な範囲での公開や行政と協力しての情報発信なども重要な役割です。また、団体である場合、適切な組織運営や後継者育成活動も期待されます。

文化財に興味を持ち積極的に学ぼうとする人や日常生活や身近に文化財が存在する市民の方々も、地域の文化財の保存・活用の重要な担い手といえます。人それぞれ文化財への関わり方は異なっても、様々な立場の市民が文化財を中心に集い、交流の輪が広がることが文化財の保存・活用の第一歩となります。

《具体的事例》

- 地域における文化財保護、愛護活動の実践
- 所有する文化財の適切な保存・管理
- 行政との緊密な情報交換
- 適切な情報発信や展示公開
- 身近な文化財や地域の歴史文化に関心を持つ
- 気付いたことを周囲の人に話し、関心を持つ人の輪を広げる
- 文化財愛護活動や学習会に参加する など